

令和6年5月28日

日田市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条における令和6年度実施方針及び第5条第1項における実施計画を次のとおり定める。

#### 令和6年度実施方針及び実施計画

##### 1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものである。

本年度の一般監査は、社会福祉法人制度改革を踏まえて見直された「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」を基準とし、また、前年度の監査結果等を踏まえ、一般監査を重点的かつ効率的に実施するため、その重点事項を掲げた実施方針を次のとおり定める。

- ① 評議員等の選任手続が、定款の定めに従い行われているか。
- ② 評議員会・理事会で必要な決議がされているか。
- ③ 社会福祉法の改正に伴う規定等が適正に整備されているか。
- ④ 適正な会計処理が行われているか。
- ⑤ 文書が適正に整理、保存されているか。
- ⑥ 前回の指導事項の改善状況の確認

##### 2 実施計画

本年度の一般監査を行うに当たっての実施計画を次のとおり定める。

|   | 法 人 名 称           | 実施通知日        | 実施日          |
|---|-------------------|--------------|--------------|
| 1 | 社会福祉法人 紫雲福社会      | 令和6年 7月 9日   | 令和6年 8月 28日  |
| 2 | 社会福祉法人 慈愛会        | 令和6年 7月 29日  | 令和6年 9月 18日  |
| 3 | 社会福祉法人 日田市社会福祉協議会 | 令和6年 9月 3日   | 令和6年 10月 23日 |
| 4 | 社会福祉法人 三州福社会      | 令和6年 9月 20日  | 令和6年 11月 13日 |
| 5 | 社会福祉法人 大鶴福社会      | 令和6年 10月 8日  | 令和6年 11月 27日 |
| 6 | 社会福祉法人 三芳福社会      | 令和6年 10月 22日 | 令和6年 12月 11日 |
| 7 | 社会福祉法人 法輪学園       | 令和6年 11月 19日 | 令和7年 1月 15日  |
| 8 | 社会福祉法人 日田市しらゆり会   | 令和6年 12月 3日  | 令和7年 1月 29日  |

※上記の日程については、自然災害等のやむを得ない事情により変更する可能性があります。